

平成 29 (2017) 年 3 月 31 日

双葉町

独立行政法人都市再生機構

## 東日本大震災復興関係

### 双葉町とUR都市機構が「双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりに関する協力協定書」を締結

双葉町とUR都市機構は、昨年9月6日に交換した「双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書」に基づき、本日、双葉町における町内復興拠点の整備を推進するため、「双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりに関する協力協定書」を締結したのでお知らせします。

これにより、双葉町とUR都市機構は、町が昨年12月に策定した「復興まちづくり計画（第二次）」の中で位置づけた「新たな産業・雇用の場」と「発信の場」としての中野地区及び「新たな生活の場」としてのJR双葉駅周辺地区において、復興まちづくりを協力して推進していきます。

・別添：協力協定書

(お問い合わせ先)

双葉町役場 復興推進課

主幹 網蔵 電話 0246 (84) 5203

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援本部

福島復興支援部 計画調整チーム

チームリーダー 長門 電話 0246 (38) 8046

## 双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に関する協力協定書

双葉町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進について、平成28年9月6日付で交換した双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書第2条第4項の規定に基づき、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、東日本大震災及び原子力災害による被災地の早期復興を図るため、甲乙相互の連携を図り、双葉町における復興まちづくりを甲乙協働で推進することを目的とする。

### （復興まちづくりの推進）

第2条 双葉町復興まちづくり計画（第二次）に位置付けられた次に掲げる地区（別図に示す区域。以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している復興まちづくり事業（以下「事業」という。）の推進に協力するものとする。

- 一 中野地区
- 二 JR双葉駅周辺地区

### （復興まちづくりに係る役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に事業の推進を図るため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、事業の主体として対象地区の計画策定、合意形成その他の事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、対象地区の合意形成の状況、計画の合理性その他の円滑かつ効果的な事業の推進を図るために必要な事項について甲乙間で確認した上で、事業の立ち上げに向けた計画検討、事業の推進に資するコーディネート、事業の実施等の乙の実施する業務について、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた業務について、甲からの委託に基づき行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとする。

### （その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖 2 8 番地  
双葉町長 伊澤 史朗

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目 6 番 1 号  
独立行政法人都市再生機構  
宮城・福島震災復興支援本部  
本部長 佐分 英治

# 別図



※JR双葉駅周辺地区は大まかな区域を示したものの。  
今後の検討や周辺状況の変化等により拡大・縮小があり得る。